

持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の日本農林規格の一部を改正する件 新旧対照表
○持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の日本農林規格（令和2年3月17日農林水産省告示第509号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
日本農林規格JAS0013：<u>2025</u> 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉 Chicken eggs and meat by sustainable system 1・2（略） 3 用語及び定義 この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。 3.1～3.6（略） 3.7 国産鶏種 国内での育種改良に<u>よって</u>，外貌，能力等が遺伝的に固定された鶏の系統及びこれらを交配して作出された鶏 4（略） 5 要求事項 5.1～5.3（略） 5.4 アニマルウェルフェアへの配慮 5.4.1 アニマルウェルフェアの考え方にに基づき，卵用鶏・肉用鶏の飼養環境の改善に取り組まなければならない。 注記 アニマルウェルフェアへの取組については，卵用鶏にあつては“<u>採卵鶏の飼養管理に関する技術的な指針（令和5年7月26日付け5畜産第1066号。農林水産省畜産局制定）</u>”，肉用鶏にあつては“<u>ブロイラーの飼養管理に関する技術的な指針（令和5年7月26日付け5畜産第1067号。農林水産省畜産局制定）</u>”を参考とすることが考えられる。 5.4.2（略） 5.5 周辺環境への配慮 5.5.1～5.5.3（略） 5.5.4 鶏ふんの処理又は保管の用に供する施設は，次の要件を満たすよう保守管理しなければならない。 a)（略） b) 送風装置，<u>かくはん</u>装置等を設置している場合は，当該装置が故障していないこと。 5.6～5.8（略）	日本農林規格JAS0013：<u>2020</u> 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉 Chicken eggs and meat by sustainable system 1・2（略） 3 用語及び定義 この規格で用いる主な用語及び定義は，次による。 3.1～3.6（略） 3.7 国産鶏種 国内での育種改良に<u>より</u>，外貌，能力等が遺伝的に固定された鶏の系統及びこれらを交配して作出された鶏 4（略） 5 要求事項 5.1～5.3（略） 5.4 アニマルウェルフェアへの配慮 5.4.1 アニマルウェルフェアの考え方にに基づき，卵用鶏・肉用鶏の飼養環境の改善に取り組まなければならない。 注記 アニマルウェルフェアへの取組については，“<u>アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針（公益社団法人畜産技術協会）</u>”を参考とすることが考えられる。 5.4.2（略） 5.5 周辺環境への配慮 5.5.1～5.5.3（略） 5.5.4 鶏ふんの処理又は保管の用に供する施設は，次の要件を満たすよう保守管理しなければならない。 a)（略） b) 送風装置，<u>かく</u>装置等を設置している場合は，当該装置が故障していないこと。 5.6～5.8（略）

5.9 従事者の安全衛生及び労務管理

5.9.1 安全衛生の維持及び適切な労働環境の提供

次の事項を実施しなければならない。

- a) 従事者の安全衛生に配慮した労働環境及び器具を提供すること。
- b) 従事者に対する安全衛生の教育訓練を実施すること。
- c) 健康及び安全に関わる環境・事象を記録し、必要に応じ是正処置を講ずること。
- d) 労働災害について記録し、是正処置を講ずること。

5.9.2 (略)

5.9 従事者の安全衛生及び労務管理

5.9.1 安全衛生の維持及び適切な労働環境の提供

次の事項を実施しなければならない。

- a) 従事者の安全衛生に配慮した労働環境及び器具を提供すること
- b) 従事者に対する安全衛生の教育訓練を実施すること
- c) 健康及び安全に関わる環境・事象を記録し、必要に応じ是正処置を講ずること
- d) 労働災害について記録し、是正処置を講ずること

5.9.2 (略)